

論考

『三國志』東夷傳 倭人の条に現れた世界観と国際関係

渡邊 義浩

はじめに

日本で「魏志倭人傳」と呼ばれている『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条（以下、「倭人の条」と略称）は、倭国と曹魏との朝貢・回賜関係、倭の諸国と道程、倭国の地誌と政治体制を記している。^(一) このうち、倭の諸国とそこへの道程の解釈を中心とする邪馬臺國論争には、龐大な研究の蓄積がある。^(二) それらの中でも有力な邪馬臺國の所在をそれぞれ九州と畿内に求める両説は、「倭人の条」の記述が、日本の地理や歴史に対する現代的な常識に反しているため、さまざまな読み方の工夫を行っている。^(三)

しかし、「倭人の条」の記録が日本の地理や歴史と合致するか否かは、『三國志』にとつて二次的な問題に過ぎない。三品彰英が提唱したように、「倭人の条」は撰者の考えのように読むことが必要である。^(四) そのためには、「倭人の条」だけではなく『三國志』全体が抱える史料としての性格から、「倭人の条」の理念と現実を分けて論じなければなるまい。^(五)

本稿は、三國時代の国際関係と曹魏国内の政治状況、および陳壽に代表される史家の世界観を踏まえた上で、「倭人の条」を『三國志』の一部として解説するものである。

一、二人の「親魏」王

つとに手塚隆義が着目したように、曹魏が夷狄に与えた称号の中で「親魏〇〇王」と『三國志』が表記するものは、「親魏大月氏王」と「親魏倭王」しかない。^(六) 『三國志』卷三十 東夷傳 注引『魏略』に、
（車師後部）王 賴城を治とす。魏 其の王たる壹多難に守魏侍中
・ 號大都尉を賜ひ、魏の王の印を受けしむ。

とあるように、東夷傳の注に引く『魏略』は、車師後部王の壹多難に「魏の王の印」を与えたことを記し、大庭脩はこの印が「親魏車師後部王」であつた可能性を指摘する。^(七) しかし、陳壽の『三國志』は、これを記載せず、「親魏〇〇王」という称号の形を「親魏大月氏王」と「親魏倭王」のみに限定する。称号の形が同一であることは、二つの国家の重要性や力量を同等に位置づけるための表現と考えてよい。

曹魏の明帝が、大月氏の波調王（ヴァースデーヴァ王）を「親魏大月氏王」に封建したのは、太和三（二二九）年十二月のことである。たとえば、遼東半島を支配していた公孫淵に、懷柔のため明帝が与えた称号は「樂浪公」に止まっている。より高位の王号賜与の背景には、蜀漢との緊迫した国際情勢があつた。

王号賜与の二年前、蜀漢の建興五（二二七）年、諸葛亮は第一次北伐により、涼州の支配を目指した。その際に出された後主劉禪の詔に

は、『三國志』卷三十三 後主傳注引『諸葛亮集』^(二二)に、

涼州の諸國王、各々月支・康居の胡侯たる支富・康植ら二十餘人を遣はし、詣りて節度を受け、大軍北出すれば、便ち兵馬を率將し、戈を奮ひて先驅たらしめんと欲す。

とあるように、涼州の諸國王が、「月支」(月氏)や康居の將兵を派遣し、蜀漢の北伐に呼応する、という箇所がある。諸葛亮の第一次北伐により、一時的に涼州支配を途絶された明帝が、大月氏の波調王の朝貢を歓待し、「親魏大月氏王」に封建したことは当然のことであった。それでも、諸葛亮の異民族との連携は止まず、建興十一(二三三)年には、鮮卑の軻比能が曹魏に背き、諸葛亮に従っている(『三國志』卷三十五 諸葛亮傳注引『漢晉春秋』)。曹魏にとつての大月氏国の重要性は、さらに高まったと言える。

このように、「親魏大月氏王」は、蜀漢の北伐に対して、涼州の背後を固めるために賜与されたものであった。それでは、同じ形を持つ「親魏倭王」は、いかなる国際情勢の中で与えられたものであろうか。

「倭人の条」の中で最も史料的价值の高い部分である制詔は、卑弥呼を親魏倭王に封建する理由を次のように述べている。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条に、

親魏倭王の卑彌呼に制詔す。帶方太守の劉夏、使を遣はして汝の大夫たる難升米・次使たる都市牛利を送り、汝の獻ずる所の男の生口四人・女の生口六人・班布二匹二丈を奉りて、以て到る。汝の在る所は餘かに遠きも、乃ち使を遣はして貢獻す。是れ汝の忠孝たれば、我甚だ汝を哀しむ。今汝を以て親魏倭王と爲し、金印紫綬を假し、裝封して帶方太守に付し、汝に假授せしむ。其れ種人を綏撫し、勉めて孝順を爲せ。汝の來使たる難升米・牛利は遠きを涉り、道路に勤勞せり。今難升米を以て率善中郎將と

爲し、牛利を率善校尉と爲し、銀印青綬を假し、引見して勞ひ賜ひて遣還せしむ。今絳地交龍錦五匹、絳地縹粟罽十張、蒨絳五十四、紺青五十四を以て、汝の獻ずる所の貢直に答ふ。又特に汝に紺地句文錦三匹、細班華罽五張、白絹五十四、金八兩、五尺の刀二口、銅鏡百枚、眞珠・鉛丹各々五十斤を賜ひ、皆裝封して難升米・牛利に付す。還り到らば錄受し、悉く以て汝が國中の人に示し、國家の汝を哀しむを知らしむ可し。故に鄭重に汝に好物を賜ふなり。

とある。制詔は、倭国の女王卑彌呼が、帶方太守の劉夏を通じて朝貢をしてきたことを慈しみ、卑彌呼を親魏倭王とし、金印紫綬を与え、傍線部の「絳地交龍錦」から「紺青五十四」までを回賜することを述べる。ここまでであれば、他の夷狄の朝貢記事と大きな差異はない。

注目すべきは、「貢直に答ふ」として回賜の品目を掲げた後に、さらに「特に」以下の多くの財物を選んで賜与するという、特別な恩恵を与えていることである。こうした曹魏による倭国厚遇の背後には、遼東の公孫氏をめぐる曹魏と孫呉との対立があった。

公孫康より始まる遼東・朝鮮支配に対し、曹魏は当初、蜀漢への対処を優先して黙認の態度を取っていた。しかし、康の次子である公孫淵が、太和二(二二八)年、叔父の恭から地位を奪つて政權を確立し、孫呉の孫權が、黃龍元(二二九)年、皇帝に即位した後、それを公孫淵に通知すると、遼東の問題に向き合うことになる。大月氏の波調を「親魏大月氏王」に封建したのは、この歳のことである。

一方、孫權は、海上への進出を目指し、黃龍二(二三〇)年、衛溫と諸葛直の二人に一万人を率いさせ、海路によつて夷州と澶州を探索させた。二人は辿り着けなかったが、夷州は台湾あるいは日本、澶州は海南島とも種子島とも済州島ともされる。さらに、孫權は、嘉禾元

(二二二) 年、將軍の周賀・校尉の裴潛を馬の購入を名目に、遼東に派遣する。これに応じて公孫淵は、校尉の宿舒・郎中令の孫綽らを帰国に従わせ、孫吳の臣下となることを申し入れようとした。この動きを察知した曹魏は、將軍の田豫に山東半島の突端の成山で待ち伏せさせ、周賀を殺害した。しかし、公孫淵の使者である宿舒・孫綽は、この攻撃を逃れ、公孫淵の上奏文を孫權に奉じたのである(『三國志』卷八 公孫淵傳)。

嘉禾二(二三三) 年、孫權は公孫淵を燕王に冊封するため、太常の張彌・執金吾の許晏・將軍の賀達を派遣する。張昭らの反対を押し切つての派遣であつた。かし、曹魏に圧力をかけられていた公孫淵は、張彌・許晏を斬殺して、その首を曹魏に送つた(『三國志』卷八 公孫淵傳)。曹魏が諸葛亮の北伐と対峙中であつたため、遼東へ兵力を回し得ないと判断したため、曹魏の懐柔策を期待したのである。予想通り、明帝は公孫淵を大司馬・樂浪公に封建して招撫し、諸葛亮との対決に全力を注いだ。この歳、鮮卑の軻比能が曹魏に背き、諸葛亮に従っている。この時点においては、軍事的にも外交的にも蜀漢の方が、孫吳に比べて遥かに脅威であつた。

ところが、建興十二(二三四) 年八月、諸葛亮は五丈原に陣没し、主力軍を率いていた司馬懿は洛陽に帰還する。こうして諸葛亮の脅威から解放された曹魏は、遼東の問題に着手し得る余裕を得た。青龍四(二三六) 年七月、曹魏は、孫吳により單于に封建されていた高句麗王に圧力をかけ、孫吳からの使者を斬首させる(『三國志』卷三 明帝紀)。公孫淵の周囲を服従させると共に、孫吳の影響力を朝鮮・遼東半島から駆逐し始めたのである。

景初元(二三七) 年七月、ついに明帝は、幽州刺史の毋丘儉に公孫淵を攻撃させる。これを撃退した公孫淵は、自立して燕王となり、紹

漢元年と元号を立て、周辺の異民族に印綬を与え、孫吳に使者を派遣して援軍を要請する。しかし、国内の反対を押し切つてまで派遣した使者を惨殺されていた孫權は、公孫淵を支援しなかつた。ひとまず使者を厚遇するとともに、ひそかに大軍を北方に送り、形勢を觀望するという羊衡の獻策に従つたのである(『三國志』卷八 公孫淵傳注引『漢晉春秋』)。

景初二(二三八) 年正月、明帝の命を受けた司馬懿は、四万の兵を率いて洛陽を出発し、六月、遼東に到着、八月に公孫淵の首都襄平城を陥し、公孫氏を滅ぼした。この間、曹魏は劉昕を帶方太守、鮮于嗣を樂浪太守に任命して、海路二郡を攻略、朝鮮半島を曹魏の直接的な支配下に置いたのである(『三國志』卷三 明帝紀)。

卑彌呼の朝貢は、こうした国際情勢を背景に行われた。曹魏が卑彌呼を「親魏倭王」に封建し、規定の回賜に加えて恩寵を示したのは、倭國に大月氏國に匹敵する重要性を認めたからに他ならない。石母田正が説くように、曹魏が卑彌呼に「親魏倭王」の称号を賜与したのは、孫吳の海上支配に対抗するためであつた。

『後漢書』列傳七十八 西域傳 大月氏國の条によれば、洛陽から大月氏國までは、一万六千三百七十里であり、戸十万、口四十万、勝兵十余万の大国とされている。一方、「倭人の条」によれば、倭國もまた、邪馬臺國が七万戸、投馬國が五万戸、奴國が二万余戸とされ、その他とあわせると十五万戸の大国となる。遼東半島を支配していた公孫氏が滅亡した際、接收された戸が約四万であつたことを考えると(『晉書』卷一 宣帝紀)、いかに大国に描かれているのかを理解できよう。さらに、『翰苑』に引かれた『魏略』の逸文は、『三國志』が千余戸とする伊都國を「戸萬餘」につくる。帶方郡からの使者が往来する時には、常に駐まるとされた伊都國であれば、他国とのバランス

から言つて、一万余戸の方が相応しい。魚豢の『魏略』は、王沈の『魏書』とともに、陳壽が『三國志』の「魏書」部分を著す際の種本であつた。

倭國を大月氏國にも匹敵し得る大国に想定することは、『三國志』以前からある、曹魏の共通認識なのである。かかる認識から、邪馬臺國は會稽東冶の東、帶方郡から一万二千余里の彼方にある必要性が生まれる。

二、會稽東冶の東

「倭人の条」は、『漢書』地理志を踏まえた記述より始まる。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条に、

倭人は帶方の東南たる大海の中に在り、山島に依りて國邑を爲す。舊百餘國にして、漢の時に朝見する者有り。今使譯通ずる所三十國なり。

とある。これは、『漢書』卷二十八下 地理志に、

燕地……樂浪の海中に倭人有り。分かれて百餘國と爲る。歳時を以て來たりて獻見すとししか云ふ。

とある記述を踏まえている。その上で、『漢書』から二カ所を変更している。

第一に、樂浪郡を帶方郡に書き換えたのは、司馬懿が滅ぼした遼東の公孫淵の父康が、樂浪郡の南を征服して、帶方郡を置いたことによる。樂浪・帶方の二郡は、司馬懿が公孫淵を滅ぼした際に、曹魏の支配下に入る。その結果、卑彌呼の使者が曹魏に至ったことを記すのが、「倭人の条」の眼目であるため、帶方郡の記述から「倭人の条」は始まる。注目すべきは、第二に倭の場所を帶方郡の「東南」にあたる海

の中と「東南」を附加していることである。『漢書』では、樂浪郡の記述は、「燕地」に繋がれており、中国の東北という認識であつた。「倭人の条」は、帶方郡を「燕地」と結びつけず、帶方郡の「東南」の海の中に倭國がある、とするのである。

そもそも、樂浪・帶方の両郡とも朝鮮半島の西岸にあり、東南に進むと陸である。陳壽にとつて、そうした事実は関係なかったのである。倭國は中国の東南にある。これは陳壽の、かくあらねばならぬ、という理念なのである。かかる理念は、倭國の習俗を記す部分により理解できる。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条に、

男子は大小と無く、皆黥面文身す。古より以來、其の使ひの中國に詣るや、皆自ら大夫と稱す。夏后の少康の子、會稽に封ぜられ、斷髮文身して、以て蛟龍の害を避く。今倭の水人、沈没して魚蛤を捕らふを好む。文身するも亦た以て大魚水禽を厭えんとすればなり。後に稍く以て飾りと爲す。諸國の文身は各々異なり、或いは左に或いは右に、或いは大に或いは小に、尊卑差有り。其の道里を計るに、當に會稽の東冶の東に在るべし。

とある、倭人の男子の習俗とする顔面と身体への入れ墨には、典拠がある。『禮記』王制に、

中國・戎夷、五方の民、皆性有り。推し移す可からず。東方を夷と曰ふ、髪を被り身に文す。火食せざる者有り。南方を蠻と曰ふ、題に黥み趾を交ふ。火食せざる者有り。

とあるように、『禮記』では、東方の「夷」は「身に文」し、南方の「蠻」は「題に黥」んでいたとする。倭人の習俗とされる「黥面文身（顔面と身体への入れ墨）」が、東方の夷と南方の蠻の性を兼ね備える記述であることが分かる。もちろん、これにより倭人が入れ墨していた可能性を排除するわけではない。ただし、報告書を書いた使者であ

れ、『魏略』・『魏書』の著者である魚豢・王沈であれ、陳壽であれ、夷狄の入れ墨と聞けば、『禮記』王制篇を想起できる教養は備えており、東方と南方では入れ墨の場所が違ふべきとする理念は有していた。それが当時の世界観なのである。

事実、『三國志』卷三十 東夷傳 馬韓の条には、「其の男子、時時に、身に文すること有り（其男子、時時、有文身）」と記載され、馬韓では、東方の要素である身体だけの入れ墨だけが記録されている。韓族は東夷である。したがって、入れ墨は身体だけにあるべきなのである。倭人は、中国の東南にいる。したがって、顔面と身体の双方に入れ墨しているべきである。これが『三國志』の著された時代の世界観であった。

倭國が、孫吳の背後にあたる中国の東南にあるべきだと陳壽に考えられていることは、傍線部の「當に會稽の東冶の東に在るべし」という書き方にも明らかである。理念として在るべしということ、在るとは言っていない。たとえば、倭國への使者の報告書に、倭國が會稽の東冶の東にあると明記されていれば、「會稽の東冶の東に在り」と書くことが中国の史書の通例である。『魏略』の逸文にも見えない「會稽の東冶の東」は、陳壽が、かくあるべし、と考える倭國の所在地なのである。

『漢書』卷二十八上 地理志上 會稽郡の条には「治縣」があり、「本と閩越の地」と顔師古は注をつけている。『後漢書集解』志二十二 郡國志四に引く錢大昕の説は、『後漢書』列傳二十三 鄭宏傳を論拠に、後漢の章帝期には、「東冶」との名称があり、海に面していた、とする。東冶は、現在の福建省福州市にあたり、その東方海上に倭國はあるべきなのである。

會稽郡は、孫氏の出身地である吳郡（現在の蘇州市）の南、首都が

置かれた建業（現在の南京市）からも南にあたる。まさに孫吳の背後を衝き得る地であった。その戦略的価値はきわめて高い。また、會稽郡は、夏の創始者禹王の崩御の地としても知られる。したがって、會稽については、『漢書』卷二十八下 地理志下 粵地の条に、「其の君は禹の後にして、帝少康の庶子と云ふ。會稽に封ぜられ、文身斷髮して、以て蛟龍の害を避く（其君禹後、帝少康之庶子云。封於會稽。文身斷髮、以避蛟龍之害）」とある。「倭人の条」の波線部「夏後の少康の子、……以て蛟龍の害を避く」までの文章が、『漢書』地理志の會稽郡に関わる部分をほぼ引き写しにしていることを理解できよう。これに対して、陳壽が、「倭人の条」を書く際に種本とした『魏略』は、倭人を吳との関わりで描いていた。『通典』卷一百八十五 邊防一 東夷上 倭の條の注に、

魏略に云ふ、「倭人自ら謂へらく太伯の後なり」と。

とあるように、『魏略』は、吳の祖先である「太伯」の後裔と倭人が自ら考えていたと伝える。この記事を採用すれば、『三國志』では書いてはならない倭人と吳との近接性を述べることになり、孫吳の背後にある脅威としての倭國像は崩れてしまう。このため、陳壽は、吳との近接性を説く『魏略』のこの記事を排除したのである。

また、『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条に、続けて、

其の風俗は淫れず、男子は皆露衾し、木縣を以て頭に招る。其の衣は横幅、但だ結束して相連ね、略ぼ縫うこと無し。婦人は被髮屈衾し、衣を作ること單被の如く、其の中央を穿ち、頭を貫ぬきて之を衣る。禾稻・紵麻を種多、蠶桑絹績し、細紵・練絲を出だす。其の地には牛・馬・虎・豹・羊・鵠無し。兵には矛・楯・木弓を用ふ。木弓は下を短く上を長くし、竹箭には鐵鏃或り骨鏃或り。有無する所僮耳・朱崖に同じ。

とある。倭國と「有無する所」が同じであるという儋耳郡・朱厓郡は、ともに現在の海南島に置かれた郡である。『漢書』卷二十八下 地理志下 粵地の条に、「武帝の元封元年、略して以て儋耳・珠厓郡と爲す。民は皆 布を服すること單被の如く、中央を穿ちて貫頭と爲す。男子は耕農して、禾稻・紵麻を種え、女子は桑蠶して織績す。馬と虎亡く、民に五畜有り、山に麋・麋多し。兵は則ち矛・盾・刀・木弓弩・竹矢、骨を鏃と爲す或り。(武帝元封元年、略以爲儋耳・珠厓郡。民皆服布如單被、穿中央爲貫頭。男子耕農、種禾稻・紵麻、女子桑蠶織績。亡馬與虎、民有五畜、山多麋・麋。兵則矛・盾・刀・木弓弩・竹矢、或骨爲鏃)」とある。單被・貫頭衣という衣服、禾稻や紵麻を植え、養蚕して織物をつくり、馬と虎がおらず、矛・刀・木弓を用い、竹の矢に骨の鏃を使うことが、「倭人の条」と共通していることが分かる。むろん、これらの習俗がすべて倭國に存在した可能性は否定しない。しかし、陳壽あるいはその原史料作成者たちが、倭國が東南にあるとの認識の中で、当該時代の中国西南の世界観を形成していた『漢書』地理志の記述を節略しながら、倭人の習俗を南方系につくりあげた蓋然性は高い。

こうした理念に基づく記述は、「倭人の条」の随所に見える。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条に、

其の俗、國の大人は皆 四・五婦、下戸も二・三婦或り。婦人淫れず、妬忌せず。盜竊せず、諍訟少なし。其の法を犯すや、輕き者は其の妻子を沒し、重き者は其の門戸及び宗族を滅す。尊卑は各々差序有り、相 臣服するに足る。

とあるような、倭國に女性が多いことも、使者の往来に伴う実際の伝聞に基づく可能性も高い。ただし、倭國で見た者だけでなく、聞いた者、書き留めた者、あるいは創作した者にも、倭國には女性が多いべ

きである、という先入観があった。

『周禮』夏官 職方氏に、「東南は揚州と曰ふ。其の山鎮は會稽と曰ふ。……其の利は金・錫・竹箭。其の民二男五女(東南曰揚州。其山鎮曰會稽。……其利金・錫・竹箭。其民二男五女)」とあるように、中国の東南にあたる揚州は、その民の男女比率が二対五であると『周禮』に記されている。「其の利」として「竹箭」が挙げられていることにも注目してよい。『周禮』における男女比は、中国の中心から離れるほど女性率が高まり、揚州と同じく辺境で、東北にあたる幽州の男女比率が一对三と最も高い。

中国に属さない夷狄に女性が多いのは、儒教の理念からすれば当然のこと、倭國でたくさんの女性を見れば、その先入観に従って、身分を問わず多くの妻を娶るという記事が書かれることになる。そうした意味では、この記事も理念の産物と考えてよい。

倭國には、小人の国も裸の国も含まれる。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条に、

女王國の東、海を渡ること千餘里、復た國有り。皆 倭の種なり。又 侏儒國有りて、其の南に在り。人の長 三、四尺、女王を去ること四千餘里なり。又 裸國・黑齒國有り、復た其の東南に在り。船行すること一年にして至る可し。倭の地を參問するに、絶えて海中の洲島の上に在り、或いは絶え或いは連なり、周旋 五千餘里可なり。

とある。「侏儒國」という言葉自体は典籍にはないが、小人の国という理念はある。『史記』卷四十七 孔子世家に、孔子が最も背の低いものを「焦僂氏は三尺、短きの至りなり(焦僂氏三尺、短之至也)」とする言葉が記される。『倭人の条』の「侏儒國」の人々の身長は、孔子の言葉にほぼ等しい。「黑齒國」はある。『山海經』海外東經に、

「黒齒國 其の北に在り（黒齒國在其北）」とあり、東晉の郭璞がつけた注には、「倭人の条」が引用されている。

「裸國」もある。『史記』卷一百十三 南越列傳にも見えるが、古くは『呂氏春秋』慎大覽に、「禹 裸國に之きて、裸して入り、衣して出では、因れるなり（禹之裸國、裸入、衣出、因也）」とある。禹が會稽で崩御したとされていることは、すでに述べた。倭國は、會稽郡東冶縣の東方海上にあるとされる。禹が行った裸國が、その中にあると観念されるのは自然なことである。

また、倭は「周旋五千餘里」とあるので、方五千里の広さを持つ。中国が支配する天下が、方一万里と観念されているので、方五千里は大きく、東夷の中では最大である。^(三五)倭國は、孫吳の背後にある東方の大国である、という理念を倭國の大きさからも確認することができる。これらの記述は、『禮記』や『漢書』といった、この時代の知識人であれば、誰もが読んでいた書籍から、東南の大国の習俗を理念的に創りあげた蓋然性が高い。事実そのままの記録と考えることはできないであろう。

三、東夷・南蠻への先入観

『禮記』や『漢書』以上に、統一的な世界観として、後漢末から三國時代の知識人に受容されていたものは、『尚書』禹貢篇の世界観である。それは「倭人の条」を含む東夷傳が、『尚書』禹貢篇を引用する序から始まることにも明らかである。^(三六)

書 稱すらく、「東は海に漸み、西は流沙に被ぶ」と。其の九服の制は、得て言ふ可きなり。然れども荒域の外は、譯を重ねて至る。足跡・車軌の及ぶ所に非ず、未だ其の國俗・殊方を知る者有

らざるなり。虞より周に暨ぶに、西戎は白環の獻有り、東夷は肅慎の貢有るも、皆曠世にして至り、其の遐遠なるや此の如し。

『尚書』禹貢篇は、方一万里の天下概念を持つ。中国が自らの世界（天下）をどのくらいの大きさと認識するのかは、儒教經典の解釈により定められる。前漢の初めに成立した『禮記』王制篇では、「九州」（中国）を方三千里としていた。すなわち、一辺が三千里の正方形が中国と考えられていたのである。前漢の武帝期に中国の支配が、朝鮮やヴェトナムといった夷狄の地に及ぶにつれて、中国の天下概念は拡大した。前漢を滅ぼした王莽は、『尚書』禹貢篇に基づき天下を方一万里としたうえで、『周禮』の天下を「九州」（中国）＋「蕃國」（四海）説を加えることにより、異民族をも含めた中国の支配領域を方一万里、すなわち一辺が一万里の正方形と定めた。^(三七)

これによれば、中国の中心洛陽から西の端である敦煌までは、五千里となる。梁代の認識ではあるが、『後漢書』志二十三 郡國志五の注には、洛陽から敦煌までの距離は、「五千里」と記されている。朝鮮半島の樂浪郡は、洛陽から東北の隅にあたるので、三角関数の知識があれば、五千里×ルート2であるが、『後漢書』郡國志五の注には、洛陽から五千里と記される。帶方郡は、樂浪郡のやや南であるが、同じく端なので、「五千里」と考えてよい。ここまでが東夷傳の言う「九服」の範囲である。

ただし、東夷傳序の「九服」は、『尚書』だけを典拠としない。『尚書』禹貢篇は、中国の中心である王畿の外側に(1)甸服・(2)侯服・(3)綏服・(4)要服・(5)荒服の五服という、異民族の居住する地域が次第に広がるという世界観を持つ。九服は、本来、方五千里説を取っていた今文『尚書』から、方一万里説を取る古文『尚書』へと尚書学派の学説を移行させることに大きな影響を与えた『周禮』の世界観である。^(三八)

『周禮』夏官司馬 職方氏は、王畿と①侯服・②甸服・③男服・④采服・⑤衛服を中国、⑥蠻服・⑦夷服・⑧鎮服・⑨藩服を夷狄の居住地域とする九服説を取る。東夷傳序は、九服の最も外側として『尚書』の(5)荒服を「荒域」と表記し、九服という『周禮』の世界観を援用しながら、『尚書』禹貢篇の世界観を表現しているのである。

そして、東夷傳序によれば、「九服」の外は、舜や周といった聖王の御世でも、世代をあけて稀に使者が来るほどの遠い地域であったという。九服の外の夷狄が貢獻に来るのは、中華の徳を慕つてのことであるから、なるべく遠くから多くの民族が頻繁に来ることが理想である。東夷傳、延いては「倭人の条」執筆の最大の目的が、この理念の証明にあることは、邪馬臺國の位置を考えるときに、最も重要な認識となる。

邪馬臺國論争の最大の争点とされる里程と距離は、こうした理念と世界観を元に記されているのである。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条に、

郡より倭に至るに、海岸に循ひて水行し、韓國を歴、^{あるい}乍は南し乍は東し、其の北岸の狗邪韓國に到る。^①七千餘里なり。始めて一海を度ること、^②千餘里にして對馬國に至る。……又南に一海を渡ること^③千餘里、名づけて瀚海と曰ひ、一大〔支〕國に至る。……又一海を渡ること、^④千餘里にして末盧國に至る。……東南に陸行すること^⑤五百里にして、伊都國に到る。官を爾支と曰ひ、副を泄謨觚・柄渠觚と曰ふ。千餘戸有り、世々王有り、皆女王國に統屬す。郡使往來するに、常に駐まる所なり。東南して奴國に至るまで^⑥百里なり。官を兕馬觚と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。二萬餘戸有り。東に行きて不彌國に至るまで^⑦百里なり。官を多模と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。千餘家有り。南して投馬國

に至るまで、^⑧水行二十日なり。官を彌彌と曰ひ、副を彌彌那利と曰ふ。五萬餘戸可^ばりあり。南して邪馬臺〔臺〕國に至る。女王の都する所なり、^⑨水行十日、陸行一月なり。官に伊支馬有り、次を彌馬升と曰ひ、次を彌馬獲支と曰ひ、次を奴佳靉と曰ふ、七萬餘戸可^ばりあり。……此れ女王の境界の盡くる所なり。其の南に狗奴國有り、男子を王と爲す。其の官に狗古智卑狗有り。女王に屬せず。郡より女王國に至るまで^⑩萬二千餘里なり。

とある。倭の諸国と道程の記事終わりとして、陳壽は帶方郡から女王國までの距離を^⑩「萬二千餘里」と総括する。畿内説・九州説を問わず、ともに理解に苦しむ点が、この一万二千余里である。帶方郡から狗邪韓國までは^①「七千里」、狗邪韓國から不彌國までは三千七百里(②く⑦の合計)であることは記されているので、不彌國から邪馬臺國は千三百里となる。これでは、すでに掲げた邪馬臺國の位置、すなわち會稽郡東冶縣の東方海上に届くことはない。

そうした疑念を持ちながら、もう一度諸国への道程記事を確認してみると、不彌國までは、国と国との距離が里数で表現されているにもかかわらず、不彌國から投馬國(⑧「水行二十日」、投馬國から邪馬臺國(⑨「水行十日・陸行一月」という最も重要な部分だけ、記述方法が異なることに気づく。この表記方法の違いについては、陳壽が基づいた原史料が異なるという考え方も成り立つ。しかし、引き算をすると不彌國から邪馬臺國までが千三百里になってしまう矛盾から考えれば、基づいた史料が異なるのではなく、当時存在した記録に基づきながらも、距離の辻褄を合わせるために、最後の二国の距離をぼかして記述した、と考える方が真実に近い。陳壽には、帶方郡から女王國までの距離を「萬二千餘里」と定める必要性があったのである。

邪馬臺國と同等の称号を持つ大月氏國は、洛陽から一万六千三百七

十里の彼方にある。朝貢する夷狄が遠方であればあるほど、それを招いた執政者の徳は高い。陳壽が邪馬臺國を招いた執政者の徳を大月氏國のそれと同等以上にするためには、邪馬臺國は洛陽から一万七千里の彼方にある必要が生まれる。洛陽から帶方郡までが五千里であるから、邪馬臺國は帶方郡から一万二千余里の彼方なのである。これが、帶方郡から邪馬臺國までの距離を一万二千余里としている理由である。ただし、問題は残る。朝貢する夷狄が遠方であればあるほど徳が高いのであれば、狗邪韓國から女王國までの距離を五千里に止めた理由は何か、という問題である。室賀信夫によれば、現存する「石刻華夷圖」・「石刻禹跡圖」は、唐の賈耽の「海内華夷圖」を縮小して石刻したものであり、「海内華夷圖」は西晉の裴秀が著した「禹貢地域圖」に依拠する。「石刻禹跡圖」は、朝鮮半島の南揚子江江口付近から海南島のあたりまでを約五千里としているという。これに従えば、陳壽が見た地図に最も近いと考えられる、裴秀の「禹貢地域圖」では、朝鮮半島から會稽郡の背後までを約五千里としていたことになる。これが、會稽郡の東方海上にあるべき女王國の帶方郡からの距離を五千里に止めた拠り所であろう。

このように、「倭人の条」の距離と方位は、陳壽の理念に基づいて定められている。距離は大月氏國より少し遠く、方位は吳の背後となるように設定されているのである。それは、『三國志』の中で、ともに「親魏〇王」となる「親魏大月氏王」と「親魏倭王」とをそれぞれ蜀漢と孫吳の背後の大国として対照的に表現するためであった。倭國は、大月氏國と並立すべき東の大国でなければならないのである。

したがって、「倭人の条」は、倭國に好意的である。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条に、

倭の地は溫暖、冬夏生菜を食し、皆徒跣なり。屋室有り、父母

兄弟、臥息するに處を異にす。朱丹を以て其の身體に塗るは、中國の粉を用ひるが如きなり。食飲には籩豆を用ひ手もて食す。其の死には、棺有りて槨無く、土を封じて冢を作る。始めて死するや停喪すること十餘日、時に當りて肉を食はず、喪主は哭泣し、他人は就きて歌舞飲酒す。已に葬れば、家を擧げて水中に詣りて澡浴すること、以て練沐の如くす。

とある。倭には「屋室」があり、「父母兄弟、臥息するに處を異にす」という記述を、倭以外の東夷傳に掲げられた諸國と比較してみよう。『三國志』卷三十 東夷傳 高句麗の条には、「山谷に隨ひて、以て居と爲す（隨山谷、以爲居）」とあり、『三國志』卷三十 東夷傳 挹婁の条には、「山林の間に處り、常に穴居す（處山林之間、常穴居）」とあり、『三國志』卷三十 東夷傳 韓の条には、「居處には、草屋・土室を作る。形は家の如し、其の戸は上に在り、家を擧げて共に中に居りて、長幼男女の別無し（居處、作草屋・土室、形如家、其戸在上、舉家共在中、無長幼男女之別）」とある。これらの国々は、倭よりも中国との接触が古く、頻繁である。常識的に考えれば、倭よりも中国の文化を受け入れているはずであるが、東夷傳は、それを認めない。倭を中国同様「長幼男女の別」のある文化の国と描くのである。また、考古学的研究成果では「甕棺」の記述とされている「棺有りて槨無し」という墓葬の記録は、『論語』先進に、「鯉や死す。棺有りて槨無し（鯉也死、有棺而無槨）」とある、孔子が子の鯉を葬った話を典拠とする。槨が有ることは厚葬であった。曹操が死に臨み薄葬を命じるほど、薄葬が尊重された時代に、陳壽は『三國志』をまとめている。倭の墓葬は、高く評価されているのである。逆に、『三國志』卷三十 東夷傳 夫餘の条に、「厚葬にして、槨有れども棺無し（厚葬、有槨無棺）」とある記述は、棺がないという文化の不十分さ

と共に、その厚葬を貶めているのである。^(四四)

もちろん、陳壽の「倭人の条」が拠った『魏略』にこれらの記述が含まれていた可能性はある。しかし、注(二〇)所掲鈴木論文によれば、現存『魏略』と「倭人の条」の異なる箇所は、すでに掲げた「倭人自ら謂へらく太伯の後なり」と(倭人自謂太伯之後)という部分と、裴松之注に引く、「其の俗、正歳四節を知らず、但だ春耕秋收を計りて年紀と爲す(其俗不知正歳四節、但計春耕秋收爲年紀)」の二カ所のみであるという。後者は、倭人の文化の低さを言うもので、陳壽がこの記事をあえて採用していないことが分かる。

このように、「倭人の条」は、東夷傳中の他の夷狄と比べて好意的に描かれている。本来的には高い文化を持っていたはずの朝鮮半島や中国の東北地方の諸民族の方が低い文化とされている原因は、東夷傳の執筆意図にある。

四、東夷傳注の西戎傳

すでに掲げた東夷傳の序文では、東夷傳を執筆した理由が述べられている。^(四五)

魏興^(四六)ころや、西域 盡く至ること能はざると雖も、其の大國たる龜茲・于真・康居・烏孫・疎勒・月氏・鄯善・車師の屬、歲ごとに朝貢を奉ぜざるは無く、略ぼ漢氏のご事の如きなり。而るに公孫淵は父祖三世を仍ねて遼東に有り、天子 其れを絶域と爲し、委ぬるに海外の事を以てし、遂に東夷と隔斷して、諸夏に通ずるを得ず。景初中、大いに師旅を興こし、淵を誅し、又軍を潛めて海に浮かばせ、樂浪・帶方の郡を收む。而る後に海表 謐然として、東夷 屈服す。

中華のまわりに北狄・南蠻・西戎・東夷の四夷が居る、という儒教の中華思想を表現するためには、正史は北狄・南蠻・西戎・東夷の四夷傳をすべて備える必要がある。事実、『後漢書』は、四夷傳をすべて充足している。これに対して、『三國志』は、「倭人の条」を含む卷三十 烏桓・鮮卑・東夷傳が、唯一の夷狄傳である。烏桓・鮮卑は、北狄にあたる。南には、孫吳、あるいは蜀漢が存在するため、南蠻傳を欠くことはやむを得ない。問題は、西戎(あるいは西域)伝が無いことにある。

東夷傳の序で陳壽は、その理由を「歳ごとに朝貢を奉ぜざるは無く、略ぼ漢氏のご事の如き」のようであつたため、としている。とくに記すべきことはないというのである。これが曲筆であることは、すでに掲げた劉禪の詔より分かる。再掲すると、「涼州の諸國王、各々月支・康居の胡侯たる支富・康植ら二十餘人を遣し、詣りて節度を受け、大軍北出すれば、便ち兵馬を率將し、戈を奮ひて先驅たらしめんと欲す」と蜀漢では、認識していた。陳壽は、旧蜀臣である。こうした事情を知らないはずはない。

陳壽のこの偏向に最初に気づいた者は裴松之である。^(四六)裴松之は、東夷傳の最後に『魏略』の西戎傳を長々と引用することで、陳壽の偏向を指摘した。陳壽は、『三國志』魏書の種本とした『魏略』の中に、西戎傳があるにも拘らず、烏桓・鮮卑・東夷傳のみを立てた。それは、景初年間(二三七―三三九年)に、司馬懿が公孫淵を滅ぼすことにより、東夷の民が中国の命令に従つたことを強調するためである。すなわち、陳壽が東夷傳最大の字数を費やして倭國の条を執筆した理由は、景初年間に公孫淵を滅ぼした司馬懿の功績を称揚するためなのである。司馬懿の功績の結果、遠方より朝貢に來た倭國は、大国でなければならぬ。こうした目的に基づき、倭國は理念的に、しかも好意的に描

かれているのである。

卑彌呼の最初の朝貢については、南宋版以来の『三國志』東夷傳に記される景初二（二三八）年説と、『日本書紀』に引用される「倭人の条」の景初三（二三九）年説とが並立している。^{（四七）}そのどちらが陳壽の意図に近いのかは後述しよう。この後も倭國と曹魏との外交関係は密接であった。倭國は、曹魏からの使者に返書を託した正始元（二四〇）年のほか、正始四（二四三）年に使者を送り、曹魏も正始六（二四五）年に黃幢を賜与しようとしている。両者の密接な関係の背景には、朝鮮半島情勢の流動化がある。

『三國志』卷二十八 毋丘儉傳、および卷三十 東夷傳 夫餘・韓の条によれば、帶方太守の弓遵は、中国の支配に抵抗する韓人との戦いで命を落としている。正始八（二四七）年に帶方太守に就任する王頎は、玄菟太守として句麗王を討つことに功績があった。曹魏の朝鮮半島における武力行使は、背後にある倭國との関係を一層緊密にする必要性を生み出していた。その倭國から、窮状を訴える知らせが届く。

『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条に、^{（四八）}

其の八年、太守の王頎、官に到る。倭の女王たる卑彌呼、狗奴國の男王たる卑彌弓呼と素より和せず。倭の載斯・烏越らを遣はして郡に詣り、相攻撃する状を説かしむ。塞曹掾史の張政らを遣はして、因りて詔書・黃幢を齎し、難升米に拜假し、檄を爲り之に告諭す。卑彌呼、死するを以て、大いに冢を作る。徑は百餘歩、徇葬する者、奴婢百餘人なり。更めて男王を立つるも、國中服せず。更々相誅殺し、時に當たりて千餘人を殺す。復た卑彌呼の宗女たる耆與、年十三なるを立てて王と爲し、國中遂に定まる。政ら檄を以て耆與を告諭す。耆與、倭の大夫の率善中郎將たる掖邪狗ら二十人を遣はして政らの還るを送らしむ。因りて臺に詣り、

男女の生口三十人を献上し、白珠五千孔・青大句珠二枚・異文雜錦二十匹を貢す。

卑彌呼と狗奴國との戦いを聞いた帶方太守の王頎は、詔書と黃幢をもたらし、檄文をつくって塞曹掾史の張政たちを派遣して、卑彌呼の背後に曹魏がいることを狗奴國に示した。狗奴國は、黃幢を見てそれを理解できたのであろうか。

黃幢とは、軍事権を象徴し、曹魏の土徳を示す黄色の旗である。^{（四九）}それを戦いの場に立てても、具体的に人を殺めることはできず、それが分かる者だけに曹魏の支持を示すに過ぎない。本来は中国文化を熟知する高句麗・諸韓國との戦いに、倭國を組み込むために贈られた黃幢を、王頎が詔と共に卑彌呼に届けた理由は、狗奴國がそれを見て曹魏と判断できる知識、具体的には孫吳との関わりを持っていると考えたために他ならない。

そうであれば、張政は、卑彌呼の死後、即座に帰国することは許されない。張政が、卑彌呼の死後に起こった倭國の混乱回復を見届け、新女王の耆與の使者である率善中郎將の掖邪狗を連れ帰ったのは、孫吳の背後にある東方の大国が安定し、曹魏に臣従していることを示すためであった。狗奴國の背後に、本当に孫吳が存在したのか否かを『三國志』は語らない。しかし、孫吳の元号を刻んだ吳鏡は、日本で発見されている。^{（五〇）}孫吳の存在を知っている者が、日本に居たことは確かなのである。

このように、倭國は当時の国際関係の中で重要な国家と考えられていた。加えて、曹魏から西晉に向けての国内の政治状況においても重要な地位を占める。大月氏國の波調王が入貢した際、明帝のもと諸葛亮の北伐に対抗していた者は、曹爽であった。^{（五一）}このため、陳壽は、大月氏國との関係を書かざるを得ない西戎傳を『三國志』から除外した

のである。

これに対して、卑彌呼の遣使は、その年次によって執政者の徳が微妙に異なる。卑彌呼の遣使を景初二（二三八）年六月とすると、遼東・朝鮮半島は、いまだ戦争中である。司馬懿の遼東遠征の結果、朝鮮半島にまで曹魏の影響力が及んだため、使者を派遣したことになるが、戦争中の遣使は、その徳を言祝ぐものではない。これに対して、景初三（二三九）年であれば、卑彌呼は司馬懿が公孫氏を滅ぼしたことを契機に、孫呉の背後にある東方の大国の女王として、司馬懿の功績を言祝ぎ、徳を慕って使者を帶方郡に派遣したことになる。陳壽の執筆意図は、景初三年でなければ達成されない。すなわち、陳壽の執筆意図に従えば、『日本書紀』に引かれた「倭人の条」の景初三年の派遣が正しいと考えられるのである。

おわりに

「倭人の条」は、陳壽の『三國志』が全体として持つ偏向を共有していた。司馬懿の功業を宣揚する、という目的のために、陳壽は、司馬懿の遼東平定に伴い来貢した倭國を孫呉の脅威たるべき大国として好意的に描いたのである。

ただし、倭國を孫呉の背後にある東方の大国と認識することは、陳壽に始まるわけではない。曹魏の外交方針そのものが、蜀漢に対抗する大月氏國と同等の存在に、孫呉の背後にある倭國を押し上げていた。陳壽の「倭人の条」は、こうした曹魏の認識を經典などの引用により、さらに強調したものである。

したがって、「倭人の条」は、理念と現実が入り混じる記録となった。邪馬臺國論争が繰り広げられた方角・距離の比定は、陳壽の理念

に覆われている。「倭人の条」に記される邪馬臺國は、九州でも畿内でもなく、會稽郡東冶の東方海上に位置する。

その一方で、「倭人の条」をすべて理念の産物と片づけることも正しくない。実際に倭國に赴いた使者の報告書に基づく事実の記載は、三世紀の倭國の国制や社会のあり方を今日に伝え、描かれた外交関係は、三國それぞれの異民族への政策を浮き彫りにする。漢という統一国家が存在する時、周辺の異民族は、服従か抵抗かという二者択一を迫られた。ところが、三國時代には、他の国と結んで対抗するという選択肢が生まれた。三國は、それぞれ敵対国の背後の異民族と手を組むことを目指したためである。

邪馬臺國を曹魏が庇護したように、匈奴國に孫呉が関わりを持ったのか否かを伝える史料はない。しかし、その可能性が邪馬臺國への破格な待遇と陳壽の曲筆の理由であった。邪馬臺國は、會稽郡東冶縣の東方海上にあるとされ、孫呉の背後に存在することになったのである。実在の卑彌呼の国の位置とは関係なく、そこになければならない国際関係があった。また、倭國を表現する際には、詔や使者の報告書という一次史料がありながらも、三國時代の世界観が擦り込まれた。この結果、「倭人の条」は、理念と現実が混雑する記録となったのである。

《注》

- (一) 東夷傳に記される諸国の中で、最多の一九八三字より成る「倭人の条」は、主として本文に記した三つの部分より構成される。その翻訳は多いが、佐伯有清『魏志倭人伝を読む（上）（下）』（吉川弘文館、二〇〇〇年）は、「倭人の条」で用いられている言葉の用例を中国の古典・史書に求めて調査しているほか、これまでの「倭人の条」の解釈の歴史にも触れている。

(二) それぞれの時点における邪馬臺國の研究史の集成に、三品彰英『邪馬台國研究総覧』(創元社、一九七〇年)、佐伯有清『邪馬台國基本論文集』Ⅰ～Ⅲ(創元社、一九八〇～八二年)、三木太郎(著)、渡辺三男(監修)『邪馬台國研究事典』Ⅲ・Ⅳ 文獻目録(新人物往來社、一九八九年)がある。中でも、佐伯著書は、基本論文を収録しており、有益である。

(三) 注(二) 所掲佐伯著書の解説は、新井白石・本居宣長に始まる邪馬台國論争を六期に整理する。また、ジャーナリストの立場からは、岡本健一『邪馬台國論争』(講談社メチエ、一九九五年)が、畿内説・九州説を中心に論争の歴史を的確に整理している。

(四) 三品彰英『邪馬台の位置―その研究史的考察』(『オリエンタリカ』一、一九四八年)。主として榎一雄『魏志倭人傳の里程記事について』(『歴史』一一一、一九四七年)の「放射説」と呼ばれる行程記事の解釈を批判し、陳壽が倭地は南に延長された島国で、會稽東冶の東方にまで述べている、とすることに留意すべきという主張である。

(五) 『三國志』が持つ偏向については、渡邊義浩「陳壽の『三國志』と蜀學」(狩野直禎先生傘壽記念三國志論集)三國志學會、二〇〇八年)を参照。

(六) 手塚隆義「親魏倭王考」(『史苑』二二二、一九六三年)。また、岡田英弘『倭国の時代』(文藝春秋、一九七六年、朝日文庫に一九九四年に収録)は、手塚の親魏大月氏王への着目を継承し、曹爽と司馬懿の抗争の中に、親魏倭王の賜与の原因を求めている。

(七) (車師後部)王治于賴城。魏賜其王壹多羅守魏侍中・號大都尉、受魏王印(『三國志』卷三十 東夷傳 注引『魏略』)。

(八) 大庭脩『親魏倭王』(学生社、一九七一年)。大庭脩は、これを論拠に親魏倭王という称号に特別な意味を持たせることはできず、中国の王朝と親善関係にある蠻夷の王に与える称号の一つであって、それ以上のなものでもない、と主張している。大庭説はのちに、『古代中世における日中関係史の研究』(同朋舎出版、一九九六年)の中に研究論文として収録されている。

(九) 『三國志』卷三 明帝紀に、「(太和三年十二月)、癸卯、大月氏の王たる波調、

使を遣はして奉獻す。調を以て親魏大月氏王と爲す(太和三年十二月、癸卯、大月氏王波調、遣使奉獻。以調爲親魏大月氏王)」とある。

(一〇) 正始八(二四七)年のことであるが、高句麗遠征に際して、いち早く帰順して朝貢した滅の不耐には、滅王の称号が授与されている(『三國志』卷三十 東夷傳 滅の条)。

(一一) 涼州諸國王、各遣月支・康居胡侯支富、康植等二十餘人、詣受節度、大軍北出、便欲率將兵馬、奮戈先驅(『三國志』卷三十三 後主傳注引『諸葛亮集』)、『諸葛氏集』(諸葛亮集)は、陳壽の編纂である。陳壽がこの詔を知っているがら、『三國志』に記録しなかったことには、留意しておきたい。

(一二) 制詔親魏倭王卑彌呼。帶方太守劉夏、遣使送汝大夫難升米・次使都牛利、奉汝所獻男生口四人・女生口六人・班布二匹二丈、以到。汝所在踰遠、乃遣使貢獻。是汝之忠孝、我甚哀汝。今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守、假授汝。其綬撫種人、勉爲孝順。汝來使難升米・牛利涉遠、道路勤勞、今以難升米爲率善中郎將、牛利爲率善校尉、假銀印青綬、引見勞賜遣還。今以絳地交龍錦五匹、絳地縹紫罽十張、蒨絳五十匹、紺青五十匹、答汝所獻貢直。又特賜汝紺地句文錦三匹、細班華罽五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠・鉛丹各五十斤、皆裝封付難升米・牛利。還到錄受、悉可以示汝國中人、使知國家哀汝。故鄧重賜汝好物也(『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条)。

(一三) 岡村秀典『三角縁神獸鏡の時代』(吉川弘文館、一九九九年)によれば、「銅鏡百枚」は、倭のために特別に製作した三角縁神獸鏡であるという。

(一四) 杉本直治郎「三國時代における呉の対南策」(『東南アジア研究』Ⅰ、巖南堂書店、一九五六年)によれば、孫權は扶南に使節を派遣し、扶南に派遣されていた大月氏國の使者とも会っているという。

(一五) 孫吳と遼東との関係については、重松俊章「孫吳の對外發展と遼東との関係」『九州帝国大学法文学部十周年記念 哲学史学論文集』岩波書店、一九三七年)、西嶋定生「親魏倭王冊封に至る東アジアの情勢」(『古代史論叢』上巻、吉川弘文館、一九七八年)、『中国古代理国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三年に所収)を参照。

- (六) 張昭と孫權の対立など孫吳の国内情勢については、渡邊義浩「孫吳政權の展開」『大東文化大学漢学会誌』三九、二〇〇〇年、『三國政權の構造と「名士」汲古書院、二〇〇四年に所収』を参照。
- (七) 石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）。
- (八) 橋本増吉『東洋史上より見たる日本上古史研究』第一篇「邪馬台国論考」「戸数の問題」（大岡山書店、一九三二年。改訂増補版は、東洋文庫、一九五六年）を参照。
- (九) 張楚金、竹内理三『翰苑』（太宰府天満宮文化研究所、一九七七年）。
- (一〇) 鈴木俊「倭人伝の史料的研究」『東亜論叢』六、一九四八年）は、「倭人の条」の記事は、内藤虎次郎「卑彌呼考」『芸文』一一・三・四、一九一〇年）が述べるほど大部分が『魏略』の記事とは考え難く、また橋本増吉『東洋史上より見たる日本上古史研究』第一篇「邪馬台国論考」「風俗習慣に関する疑問」（前掲）が述べるほど『魏略』以外的大量の材料を取り入れているとも言えないが、「倭人の条」の大半が『魏略』に拠ったものであることは疑いのない事実である、としている。これに対して、山尾幸久「魏志倭人傳の史料批判」『立命館文学』二六〇、一九六七年）は、『魏略』と『三國志』がともに王沈の『魏書』に拠ったため、類似を示しているとする。
- (一一) 倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑。舊百餘國、漢時有朝見者、今使譯所通三十國。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条。
- (一二) 燕地……樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云。『漢書』卷二十八下地理志。
- (一三) 男子無大小、皆黥面文身。自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫。夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害。今倭水人、好沈沒捕魚蛤。文身亦以厭大魚水禽。後稍以爲飾。諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差。計其道里、當在會稽東冶之東。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条。
- (一四) 中國・戎夷、五方之民、皆有性也。不可推移。東夷曰夷、被髮文身。有不火食者矣。南方曰蠻、雕題交趾。有不火食者矣。『禮記』王制。
- (一五) 日本の土器に描かれたイレズミ絵画については、設楽博己（編）『三國志がみた倭人たち―魏志倭人伝の考古学』（山川出版社、二〇〇一年）にまとめられている。
- (一六) 南宋本以来、『三國志』は、すべて「東冶」につくるが、「東冶」の誤りである。なお、南宋本の「邪馬壹國」を金科玉条として、「邪馬臺國」を否定する古田武彦「邪馬壹國」『史学雑誌』七八―九、一九六九年）に対する批判には、尾崎雄二郎「邪馬臺國について」『人文』一六、一九七〇年）がある。
- (一七) 『後漢書』列傳二十三 鄭宏傳に、「舊と交趾の七郡は貢獻轉運すること、皆東冶より海に汎びて至るも、風波艱阻にして、沈溺相係ぐ。（鄭）弘奏して零陵・桂陽の嶠道を開き、是に於て夷ぎ通じ、今に至るまで遂に常路と爲る（舊交趾七郡貢獻轉運、皆從東冶汎海而至、風波艱阻、沈溺相係。（鄭）弘奏開零陵・桂陽嶠道、於是夷通、至今遂爲常路）」とある。
- (一八) 魏略云、倭人自謂太伯之後。『通典』卷一百八十五 邊防一 東夷上 倭の条。喜田貞吉「漢籍に見えたる倭人記事の解釈」『歴史地理』三〇―四、五、六、一九一七年）は、『三國志』がこの文を引かなかったことについて、陳壽が倭人の黥の俗によつて、越との關係を認めたためである、としている。なお、同条が、『翰苑』には『魏略』として、『太平御覽』では『魏志』として引かれることについては、末松保和「太平御覽に引かれた倭国に関する魏志の文に就て」『青丘学叢』一、一九三〇年）を参照。
- (一九) 孫吳との關係がなくなった『梁書』卷五十八 東夷傳 倭人の条は、ほぼ『三國志』「倭人の条」に従いながらも、「倭なる者は、自ら太伯の後と云ふ（倭者、自云太伯之後）」と、倭人が「太伯の後」の後裔と称していたことを伝えている。
- (二〇) 其風俗不淫。男子皆露紒、以木縣招頭。其衣橫幅、但結束相連、略無縫。婦人被髮屈紒、作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之。種禾稻・紵麻、蠶桑・績績、出紵・縑絲。其地無牛・馬・虎・豹・羊・鵠。兵用矛・楯・木弓。木弓短下長上、竹箭或鐵鏃或骨鏃。所有無與儔耳。朱崖同。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条。
- (二一) 橋本増吉『改訂増補 東洋史上より見たる日本上古史研究』（前掲）は、これらの記述は、倭の実態に基づいているとして、これを『漢書』地理志の節略とする

菅政友『菅政友全集』（国書刊行会、一九〇七年）・那珂通世『那珂通世遺書』（大日本図書、一九一五年）を批判している。

（三）其俗、國大人皆四・五婦、下戸或二・三婦、婦人不淫、不妒忌。不盜竊、少諍訟。其犯法、輕者沒其妻子、重者滅其門戶及宗族。尊卑各有差序、足相臣服。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条。

（三）女王國東、渡海千餘里、復有國、皆倭種。又有侏儒國在其南。人長三、四尺、去女王四千餘里。又有裸國・黑齒國、復在其東南。船行一年可至。參問倭地、絕在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条。

（四）『山海經』大荒南經にも、「小人有り、名づけて焦僥の國と曰ふ（有小人、名曰焦僥之國）」とあり、その注に、「皆長三尺なり（皆長三尺）」とある。

（五）『三國志』卷三十 東夷傳の夫餘の条によれば、夫餘は「方可二千里」、高句麗の条によれば、高句麗は「方可二千里」、東沃沮の条によれば、東沃沮は「可千里」、韓の条によれば、韓は「方可四千里」である。倭國は東夷中、最大の国家と認識されている。

（六）書稱、東漸于海、西被于流沙。其九服之制、可得而言也。然荒域之外、重譯而至。非足跡・車軌所及、未有知其國俗・殊方者也。自虞舜周、西戎有白環之獻、東夷有肅慎之貢、皆曠世而至、其遐遠也如此。『三國志』卷三十 東夷傳序。また、後述する裴秀の地図も「禹貢地域圖」と名付けられていた。

（七）渡邊義浩「理念の帝国―王莽の世界観と「大一統」」「ユーラシアを渡る哲学・思想」明治書院、二〇一一年。

（八）渡辺信一郎「天下の領域構造―戦国秦漢期を中心に」『京都府立大学学術報告』人文・社会五一、一九九九年、『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から』校倉書房、二〇〇三年に所収。

（九）從郡至倭、循海岸水行、歷韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國。『七千餘里。始度一海、千餘里至對馬國。……又南渡一海、千餘里、名曰瀚海、至一大（支）國。……又渡一海、千餘里至末盧國。……東南陸行五百里、到伊都國、官曰爾支、副曰泄謨觚・柄渠觚。有千餘戶、世有主、皆統屬女王國。郡使往來、常所駐。

東南至奴國。百里、官曰卑奴母離、有二萬餘戶。東行至不彌國。百里、官曰多模、副曰卑奴母離、有千餘家。南至投馬國。水行二十日、官曰彌彌、副曰彌彌那利、可五萬餘戶。南至邪馬壹（臺）國、女王之所都。水行十日、陸行一月、官有伊支馬、次曰彌馬升、次曰彌馬獲支、次曰奴佳靉、可七萬餘戶。……此女王境界所盡。其南有狗奴國、男子爲王。其官有狗古智卑狗。不屬女王。自都至女王國萬二千餘里。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条。なお、「一大國」は、『梁書』『北史』により、「一支國」に改める。「邪馬壹國」は、『後漢書』により、「邪馬臺國」に改める。

（四）注（四）所掲復論文の「放射説」でも、狗邪韓國から伊都國までは三千五百里

（二）⑤、伊都國から邪馬臺國までは千五百里となり、會稽郡に到達しないことは同じである。なお、東潮『三國志』東夷傳の文化環境』（国立民俗博物館研究報告）一五一、二〇〇九年）は、帶方郡から弁韓の狗邪韓國までの「七千里」は六服の方七千里、倭の邪馬臺國までの「二千里」は、七千里に禹貢九州の方五千里、「周旋五千里」を合わせた数とかがえらる、としている。

（四）室賀信夫「魏志倭人傳に描かれた日本の地理像」『神道學』一〇、一九五六年、「魏志倭人傳と裴秀の地図」『日本上古史研究』一五、一九五七年。

（四）倭地溫暖、冬夏食生菜、皆徒跣。有屋室、父母兄弟、臥息異處。以朱丹塗其身體、如中國用粉也。食飲用蠶豆手食。其死、有棺無槨、封土作冢。始死停喪十餘日、當時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒。已葬、舉家詣水中澡浴、以如練沐。『三國志』卷三十 東夷傳 倭人の条。

（四）曹操の薄葬令については、渡邊義浩「陸機の君主観と「弔魏武帝文」」『大東文化大学漢学会誌』四九、二〇一〇年、『西晉「儒教国家」と貴族制』汲古書院、二〇一〇年に所収を参照。また、「薄葬」という理念については、河南省文物考古研究所（編、渡邊義浩（監訳）・谷口建速（訳）『曹操墓の真相』（国書刊行会、二〇一一年）の「解説」を参照。

（四）『三國志』卷三十 東夷傳の高句麗の条には、高句麗が「厚葬」であったことを、韓の条には、「其の葬」が「槨有れども棺無し」であったことが記されている。

（五）魏興、西域雖不能盡至、其大國龜茲・于闐・唐居・烏孫・疎勒・月氏・鄯善・

車師之屬、無威不奉朝貢、略如漢氏故事。而公孫淵仍父祖三世有遼東、天子爲其絕域、委以海外之事、遂隔斷東夷、不得通於諸夏。景初中、大興師旅、誅淵、又潛軍浮海、收樂浪・帶方之郡、而後海表謐然。東夷屈服。『三國志』卷三十東夷傳序。つとに、稻葉岩吉『魏志倭人傳管見』(『史林』二二―、一九三七年)によって、東夷傳の一部として「倭人の条」を読まなければならないことは指摘されている。

(四) 田村専之助「魏略魏志東夷傳の性質」『歴史学研究』一〇―七、八、一九四〇年)は、西域傳を欠くことの偏向を指摘している。

(四七) 『太平御覽』卷七百八十一四夷部三倭の条には、「魏志曰、……景初三年、公孫淵死。倭女王遣大夫難升米等詣帶方郡、求詣天子朝獻」とあり(現行本との異同には傍点を附した)、現行の『三國志』にはない「公孫淵死」という字句が含まれる。公孫淵の死去は、景初三年である。

(四八) 其八年、太守王頌到官。倭女王卑彌呼、與狗奴國男王卑彌弓呼素不和。遣倭載斯・烏越等詣郡、說相攻擊狀。遣塞曹掾史張政等、因齎詔書・黃幢、拜假難升米、爲檄告諭之。卑彌呼以死、大作冢。徑百餘步、徇葬者奴婢百餘人。更立男王、國中不服。更相誅殺、當時殺千餘人。復立卑彌呼宗女耆與、年十三爲王、國中遂定。政等以檄告諭耆與。耆與遣倭大夫牽善中郎將掖邪狗等二十人送政等還。因詣臺、獻上男女生口三十人、貢白珠五千孔・青大句珠二枚・異文雜錦二十四。『三國志』卷三十東夷傳 倭人の条。

(四九) 卑彌呼の墓と称される著墓古墳と相似形で、非在地系の合掌型堅穴式石室を持つ黒塚古墳から、「黄幢」に比定される「U字形鉄製品」が出土している。注(四〇) 所掲東論文を参照。

(五) 武田幸男「三韓社会における辰王と臣智」『朝鮮文化研究』三、一九九七年)を参照。

(五) 公孫氏との関わりで説明が可能な赤烏元(二三八)年銘畫文帶神獸鏡は、山梨県鳥居原古墳で、赤烏七(二四四)年銘鏡は、兵庫県宝塚市安倉古墳で発見されている。樋口隆康「画文帶神獸鏡と古墳文化」『史林』四三―五、一九六〇年、岡村秀典『三角縁神獸鏡の時代』(前掲)などを参照。

(五) 曹爽と司馬懿の関係については、渡邊義浩「浮き草の貴公子 何晏」『大久保隆郎教授退官記念 漢意とは何か』東方書店、二〇〇一年、『三國政権の構造と「名士」』前掲に所収を参照。